

令和2年5月8日

保護者各位

福生市教育委員会
教育長 川越 孝洋
福生市立福生第一中学校
校長 山本 豊彦

新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の延長に伴う対応について

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動に対しまして、御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、今般、新型インフルエンザ等対策措置法（以下「特措法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年5月31日まで延長されたことを受け、特措法第24条第7項に基づき、東京都知事より東京都教育委員会に対し、必要な措置を講じるよう要請がありました。

つきましては、感染症対策に万全を尽くした上で、以下の通り対応して参りますので、保護者の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

1 学校の臨時休業の実施について

令和2年5月7日から令和2年5月31日までを臨時休業を実施する

2 学習指導

課題プリント、教科書、副教材等を活用した家庭学習を実施する

eライブラリやミライシード、学校ホームページのコンテンツを利用したオンライン学習を実施する

3 生徒の心身の状況の把握と心のケア等について

全校生徒アンケートを実施する

スクールカウンセラーによる第1学年の全員面接及び第2、3学年の希望者に対する面接を実施する

オンラインによる学級会を週1回実施する（18日以降）

毎週1回相談日を設定し、希望する生徒への対応を行う

4 特別支援学級における居場所の確保について

家庭訪問を実施したり、相談日を設定したりして生徒の実態に沿った対応を図る

5 学習課題等の配布日の設定について

毎週1回配布日を設定し、課題配布及び回収を行う

6 令和2年度学校プールでの水泳指導の中止について

1学期の生徒の健康診断が延期したことを受けて、健康に配慮した安全な水泳指導の実施が不可能なため、令和2年度学校プールでの水泳指導は中止とする。

※詳細については、裏面を参照してください。